

In transition

IFRS第17号の適用に関する最新情報(2023年3月)

2023年3月15日

IFRS解釈指針委員会が、保険者が仲介者からの未収保険料をどのように会計処理するかについて暫定的なアジェンダ決定に至る

要点

2023年3月14日、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)は、仲介者からの未収保険料の会計処理方法について検討しました。

保険者(保険契約を発行している企業)は、IFRS第17号に基づく保険契約グループの測定から未収保険料を除外するか、それとも、保険契約者が仲介者に保険料を支払った時点で保険者が保険契約者に保険サービスを提供する義務を負っている場合、IFRS第9号を適用して別個の金融資産を認識すべきかどうか、論点となっています。

IFRS ICは、暫定的に、2つの許容可能なアプローチがあり、未収保険料はIFRS第17号またはIFRS第9号のいずれかを適用して会計処理することができると結論を下しました。暫定的なアジェンダ決定は、60日間の公開協議の対象となります。

背景

1. 多くの場合において、仲介者は、保険者と保険契約者とを結びつける役割として行動します。保険者の報告日において仲介者は、保険契約者から保険料を現金で受け取っているが、当該保険料をまだ保険者に移転していない場合が多くあります。
2. IFRS第17号を適用すると、発行する保険契約グループの測定には、グループの契約の履行に直接関連するすべての将来キャッシュ・フローが含まれ、これには未収保険料も含まれます。下記の場合、このような仲介者からの未収保険料は、保険契約の一部として測定されるのか、あるいは、別個の金融資産として測定されるのかという疑問が生じます。
 - a. 仲介者と保険者との間の契約は、仲介者が後日に保険料を支払うことを認めている。
 - b. 保険契約者と保険者との間の契約では、保険契約者が仲介者に保険料を支払った時点で、保険

者は保険契約者に対して保険サービスを提供する義務を負う。保険者は、仲介者が保険料を保険者に移転したかどうかにかかわらず、保険サービスを提供することが要求されている。

- IFRS 第9号「金融商品」は、保険契約に基づいて生じる権利および義務を除外しています。しかし、仲介者と保険者との間の契約は、保険契約ではなく、IFRS 第9号から除外されない別個の契約とみなされる場合があります。

2023年3月のIFRS ICの議論

- IFRS ICは、保険契約グループを測定する際に、保険者が仲介者からの未収保険料をどのように会計処理するかについて、以下の2つの見解を検討しました。
 - 見解1: 保険者は、保険者が現金で保険料を受け取った場合にのみ、保険契約グループの測定から未収保険料を除外する。
 - この見解の裏付けとなる根拠は、保険者は、保険契約の境界線内にあるキャッシュ・フローを生じさせるすべての権利および義務は、常に、保険契約に基づいて生じる権利および義務であるとみなされる、と結論付けるものである。したがって、これらのキャッシュ・フローは、IFRS 第9号の範囲から除外される。
 - 見解2: 保険者は、仲介者が保険契約者から現金で保険料を受け取ったときに、保険契約グループの測定から未収保険料を除外する。その後、保険者は、IFRS 第9号に基づき、別個の金融資産を認識する。
 - この見解を裏付けとなる根拠は、保険者が仲介者から保険料を受け取る権利は、保険契約ではなく、保険者と仲介者との契約に基づく別個の権利である。

PwCの所見

かなり長い議論の末、IFRS ICは2つの基準の影響を分析し、IFRS第17号とIFRS第9号の要求事項は両方の見解に適用できると暫定的に結論付けました。したがって、保険者は、IFRS第17号またはIFRS第9号のいずれかに基づいて、仲介者が受け取る保険料を認識することができます。その際、当該未収保険料に係る関連する予想信用損失については、適用した基準書に従って会計処理しなければなりません。

また、両基準には、これらの未収金を測定するための強固なモデルがあり、どちらの基準を適用するかにかかわらず、目的適合性のある情報が財務諸表利用者に提供されることが期待されると指摘されました。

PwCは、「[FAQ 50A.83.7](#)—仲介者から保険者に支払われる保険料はIFRS第17号またはIFRS第9号のどちらの範囲に含まれるか」(英語のみ)において、この問題に関するガイダンスを提供しています。IFRS ICへの要望書における事実パターンは、当該FAQの中のシナリオ2を反映しており、PwCの立場は上記「2023年3月のIFRS ICの議論」の見解2と一致しています。

IFRS ICは両方の見解を暫定的に認めているため、このアジェンダ決定は、保険者にアプローチの変更を要求するものではないとPwCは考えています。

IFRS ICは、協議文書に含まれる暫定的なアジェンダ決定の文言についても議論し、草案作成におけるいくつかの提案を行いました。スタッフは、IFRS ICにアジェンダ決定の修正を提案する予定ですが、どのような草案の変更が行われたとしても、両方の見解を認めるというアジェンダ決定の結論が変更されることはないとしてPwCは考えています。

- 暫定的な結論の後に、IFRS ICは、国際会計基準審議会(IASB)が作業計画に基準設定プロジェクトを追加すべきかどうかについて検討しました。IFRS ICは、代わりに要望書に記載された事実パターンにIFRS第17号およびIFRS第9号をどのように適用できるかを示す暫定的なアジェンダ決定を公表することを決定しました。

PwCの所見

IFRS ICは、財務報告を改善するために要求事項を追加または変更する必要がある場合、すなわち、基準の原則および要求事項が、要求される会計処理を決定するための適切な基礎を企業に提供していない場合のみ、IASBが作業計画に基準設定プロジェクトを追加する提案を決定します。IFRS ICの会議において、議長は、新基準の適用に要する時間を考えると、基準設定を通じてこの問題に対処する可能性は低く、適用後レビュープロセスの一環として検討することも可能であると述べました。

IFRS ICは、IASBが基準設定プロジェクトを作業計画に追加することを提案しない決定を行った際に、関連する要求事項の適用方法を説明する暫定的なアジェンダ決定を公表します。

次のステップ

6. 暫定的なアジェンダ決定は、会議で議論された草案の変更案について更新され、IFRS IC への提出後に、IFRS 財団のウェブサイトにおいてコメント要請とともに入手可能となります。コメント期間は、通常 60 日間です。コメント期間の終了後、IFRS IC は受領したコメントを分析し、暫定的なアジェンダ決定の最終化を行うかどうかを決定します。

追加情報

- [Illustrative IFRS consolidated financial statements – IFRS 17, Insurance contracts \(和訳はこちら\)](#)
- [In depth - IFRS 17 affects more than just insurance companies \(和訳はこちら\)](#)
- [In the Spotlight – Transition to IFRS 17 \(和訳はこちら\)](#)
- [FAQ 50A.83.7 – Is the premium due to an insurer from an intermediary within the scope of IFRS 17 or IFRS 9? \(英語のみ\)](#)

© 2023 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.